

令和6年度 障がい者である職員の任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第1項の規定により厚生労働大臣に通報した令和6年6月1日現在の障がい者のある職員の任免状況について、同条第2項の規定により公表します。

①法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	②障がい者の数	③実雇用率	④不足数
394人	8.5人	2.16%	2.5人

注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」は、職員総数から除外職員数を控除した職員数。

注2) ②欄の「障がい者の数」とは、身体障がい者、知的障がい者数及び精神障がい者である職員の数の計であり、次のとおり換算。

- ・ 重度以外の身体障がい者、知的障がい者である短時間勤務職員は、1人をもって0.5人に相当するものとみなす。
- ・ 重度身体障がい者及び重度知的障がい者である職員は、1人をもって2人に相当するものとみなす。
- ・ 重度身体障がい者及び重度知的障がい者である短時間勤務職員は、1人をもって1人に相当するものとみなす。
- ・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員は、その1人をもって0.5人に相当するものとみなす。

注3) 海津市は法第42条の規定による特例認定を受けているため、海津市教育委員会に勤務する職員を海津市に勤務する職員とみなし合算して通報する。